

**社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会  
かながわ福祉サービス第三者評価推進機構  
評価結果等公表要綱**

**(趣旨)**

第1条 この要綱は、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構運営要綱第10条及び福祉サービス第三者評価機関認証要綱（以下「認証要綱」という。）第5条（13）に基づく評価結果の公表、並びに認証要綱第6条第2項に基づく評価機関情報の公開に関する必要な事項を定める。

**(公表方法)**

第2条 この要綱に定める情報の公表は、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構（以下、「推進機構」という。）が運用するホームページ等への掲載により行う。

**(評価結果の公表手続等)**

第3条 評価機関は、評価結果の公表について事業者の同意を得た上で、事業者に評価結果を報告した日から原則として1週間以内に、第三者評価実施報告書（様式1）に必要な書類を添付して、推進機構に報告するものとする。

2 推進機構は、当該報告書等が提出されてから原則として30日以内に、評価機関から報告された内容を確認し、公表するものとする。ただし、事業者が公表に同意しない場合は、その旨を公表するものとする。

**(評価機関情報の公表手続等)**

第4条 評価機関は、認証を受けた日から1週間以内に様式2による評価機関基本情報報告書を推進機構に提出するものとする。

2 推進機構は、前項に規定する評価機関基本情報報告書に基づき評価機関情報を公表するものとする。  
ただし、評価機関が公表に同意しない場合は、その旨を公表するものとする。

**(個人情報の保護)**

第5条 公表する内容は、神奈川県社会福祉協議会 個人情報保護規程に基づき、取り扱うものとする

**(公表期間)**

第6条 評価結果の公表期間は、公表日から3年目に該当する年度の末日までとする。

ただし、公表日から3年目に該当する年度の末日までに、当該事業者の新しい評価結果が公表された場合は、旧評価結果は公表を取り止めるものとする。

**(その他)**

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。